

八戸圏域水道企業団一時休止取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八戸圏域水道企業団給水条例(昭和61年八戸圏域水道企業団条例第18号。以下「条例」という。)及び八戸圏域水道企業団給水条例施行規程(昭和61年八戸圏域水道企業団管理規程第26号)に規定する水道の使用を休止し、又は再開する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一時休止 給水契約中の水道の使用を一時的に休止することをいう。
- (2) 再開 一時休止中の水道を再び使用することをいう。

(一時休止の適用基準)

第3条 条例第26条第1項第1号に規定する一時休止の届出があった場合において、次の各号のいずれの基準も満たすときは、承認するものとする。

- (1) 督促状が発せられていないとき又は発せられた督促状に対する未納がないこと。
- (2) 一時休止をしようとする給水装置に漏水等の異常がないこと。
- (3) 一時休止をする日から2年以内に再開の見込みがあること。

(一時休止の解除基準)

第4条 企業長は、次の各号のいずれかに該当するときは、一時休止の適用を解除することができる。

- (1) 一時休止中においてあらかじめ再開の届出をせずに、水道を使用したと認められるとき。
- (2) 一時休止中において給水装置に漏水等の異常があったとき。
- (3) 一時休止をした日から2年以上が経過したとき。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、一時休止の取扱いについて必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。